

大庄屋文書から見た酒田の世相（七）

須藤 良弘

内町組大庄屋・伊東家と米屋町組・野附家の文書（酒田市立光丘文庫所蔵）からである。なお、文中の句読点は筆者が付け加えたものである。

一、新井田川舟運と小船乗り

新井田川西岸に位置する米屋町組の八軒町・山王堂町など、内町組の中の口町・片町など（現在の新井田町・上本町など）は、新井田川舟運で働く小船乗り・丁持が多く居住し、苦しいながらも生活の糧を得ていた。湊町酒田を支える者達であった。

一人乗りのノダマ・ノタマと呼ばれた無棚船（無玉・六玉などとも書かれ、五斗入りの米俵五〇俵ほど積む）が主として使われている。宝暦五年（一七五五）の無棚船の数は内町組に一四九、米屋町組に一一七である。なお、船で運ばれる米などを陸上で運ぶ仕事に従事している丁持の数は、正徳四年（一七一四）、内町組二五七人、米屋町組一一二人

である（『酒田市史』上巻・史料篇四）。小船乗りは郷内から年貢米を運ぶだけでなく、川南から萱なども運んでいた。

寛政五年（一七九三）の「御成ヶ米並諸方御用船割運賃指紙控」（伊東家文書『御用帳』）によると、五月十八日 一、米四百九拾六俵北宮之内村 一人乗拾壹艘 一、三百式拾三俵外野村 一人乗七艘 一、三拾四俵中嶋村より 拾二俵奥休村より ベ四拾六俵 一人乗一艘（以下略）。「一、無玉船三艘 此賃錢式貫五百五拾文 但壹艘八百五十文ツツ（中略）右者、飛島御年貢鰯五拾箇、鶴岡へ為積登申候賃錢御座候間、三町雜用錢より相渡申候」。飛島からの年貢はするめで納め、酒田から鶴岡までの運送は赤川を利用して、その運賃は酒田町三組の雜用錢で負担していた。

酒田川船には一人乗り以外にも二人から五人乗りも多くあつた。明和九年（一七七二）二月、「大小船方組頭拾四人船きも入兩人」から酒田三町組の年寄・大庄屋九名に、川南からの年貢米運送賃値上げについての次のような「乍恐書付ヲ以奉願候」等が出された（伊東家文書『明和九歳 御用之書記』）。

「中川・京田両組御成ヶ米運送之儀、御米壹俵ニ付、八合ツツ運賃米受取、運送仕来申候、櫛引組之儀ハ、八年已前酉ノ年御沙汰之上、八合之運ちん米へ四合相増、壹升式合之運賃ニ被成候、く、依之奉願候、御米壹俵ニ付八合之運賃ニテハ、川北近郷と違ひ、日帰相懸り、船方之者とも渡世ニ相成不申、殊ニ兩天水干等之節ハ別而日帰相掛り、迷惑至極仕候間、何卒櫛引組同様ニ四合増ニ而、壹升式合之運賃被成下度奉存候、く、近年船方之者共甚困窮ニ及ひ候ニ付、渡世罷成相続仕候様仕度奉存候、く、奉願候通被仰付被下置候」。

川南からの米運送は自分達のいる川北とは違い、日数もかかり、米一俵につき米八合の運賃では、渡世も困難である。殊に雨の多い時や川の水の少ない時は日数もかかり大変迷惑している。それで明和二年に同じ川南にある櫛引組に沙汰があつたように、四合増の一升二合にしてもらいたいという願いである。

両組の「御成ヶ米川下運賃米」を櫛引組と同様「四合相増壹升式合」にとの願いに対し、「中川通より四合増ニ而者、郷方出米多、迷惑仕候間、三合増之運賃」。中川通では四合増では郷方からの出米が多くなり迷惑なので、三合増にと

願い出た。酒田川船方はそれでは「家内相続一向不相成」と改めて四合増の口上書を年寄・大庄屋の九人に出した。人は二月二十二日に内意を奉行に伝え、「御奉行所鶴岡より御帰被成候ニ付、翌廿三日」に出している。四合増が実現したかは不明である。

天明六年（一七八七）、小船による荷物運送にかけられる「御役錢」に苦しむ久三郎等二名の「小船方組頭」から内町組大庄屋の伊東・斎藤、米屋町組大庄屋の野附・池田に次のような「乍恐以口上書奉願候」（野附家文書『天明六年 諸御用控』）が出された。

「御郡中諸荷物酒田川船運送壹割御役錢御取立之儀、四拾九年以前午年、奉願小船方引受ニ被仰付、三拾七年以前午年迄、御役錢高八拾貫文ツツ年々上納仕、三拾六年以前未年より御役錢百貫文ニ被仰付、武拾七年以前辰年迄年々上納仕候処」。郡中での諸荷物を酒田川船で運送する場合、一割の御役錢が取られていたのが、四十九年前の元文三年（一七三八）から御役錢を年々八十貫文ずつ納めることになり、これが寛延三年迄続いたが、翌宝暦元年（一七五二）からは年に百貫文となり、宝暦十年迄上納してきた。

次いで、「近年、小船方家業不足ニ罷成、夫ニ付船數も相減、困窮之趣、御承知被遊、為御手当右御役錢百貫文之内、武拾六年以前巳年より武拾貫文ツツ年々小船方へ被下置、御役錢上納高八拾貫文ニ被仰付、相勤罷在申候所」。ところが近年、小船方の仕事が不足となり、それによつて船数も減り、生活が困窮してきた。役所でもそれを知り、宝暦十一年から御役錢百貫文の内より二十貫文を「御手当」として小船方に年々下さるようになり、實際納める御役錢は八十貫文となつた。

次いで、「拾貳年以前年季明ニ付、又々奉願候所、武拾貫文相増、上納高百貫文ニ被仰付、未年より只今迄拙者共相勤罷在申候、然ル所、當午年御年季明罷成申候、依之乍恐又々奉願候、來未年より午年迄拾貳ヶ年中御取立、拙者共へ被仰付被下置度奉存候、御役錢上納之儀ハ、百貫文之内、五拾貫文ハ五月中、同五拾貫文ハ八月中、壹ヶ年ニ兩度ツツ

御年季中急度上納可仕候、外ニ乍恐、為寸志、三拾貫文來未五月中上納可仕候間、右奉願候通被仰付被下置度旨（以下略）。

十二年前の安永三年（一七七四）、御手当二十貫文支給の年限が切れ、同四年からは二十貫文が増され、御役錢は元の百貫文となり、今年の天明六年迄上納してきたが、今年で年限も切れたので、又、お願ひに出た。ところが、ここには書かれていないので不明であるが、来年から御役錢の増額を命じられたものであろうか。その額も不明であるが、百貫文を大幅に上回るものであろうか。そのためか、翌天明七年からは御役錢百貫文の内、五十貫文は五月中、五十貫文は八月中、両度で納め、その外に「寸志」として三十貫文を上納したいと願い出ている。

天明六年二月四日、前記の口上書と同文で、大庄屋四名が加判した「乍恐以書付奉願候」が、両組から「御吟味御役所」宛てに出され、大庄屋の伊東・池田が「罷出申上候」。さらに二月八日、「壹割方御吟味方江之願書、本書ニ而差出、外ニ御請書も御吟味方へさし出ス」。御役錢増額は舟運に生活を頼っている内町組・米屋町組では大事件であったが、この結果はわからない。

二、出奔船乗りの立帰り事件

天明七年（一七八七）、酒田小船乗りを震かんさせる大事件「御蔵方一件」が起きた。年貢米積み下しに関係して、酒田蔵方役人や足輕への賄賂と「さし米」（米の抜き取り）で、御蔵方の小関彦右衛門は死罪、賄賂の取次者の御蔵丁持頭等四名は追放、小船乗り八十二名は「舟乗家業御取上、急度慎」などの処分を受けた（『酒田市史』上巻、史料篇四・八）。次はこの事件の関係者で、逃亡し、寛政三年（一七九一）に立帰り、召し捕らえられた「山王堂町 権四郎妻」の大庄屋野附・池田宛てに出された「御尋ニ付、乍憚以口上書申上候」である（野附家文書『寛政三年 御用控』）。

「拙者夫權四郎、五年以前未四月、組頭被仰付罷在候節、御吟味被仰付候由」。權四郎は天明七年に小船方の組頭を仰せ付けられ、務めていたが、この年御藏方一件が起り、吟味を受けることとなつた。なお、この山王堂町權四郎は同六年の淡路小路からの出火の際、消防活動でよく働いたことで、百文ほうびを頂いている。

「出奔仕候處、此度立帰居候風聞有之、御同心中召捕ニ被向候、又々出奔」。吟味中、權四郎は逃亡、その後立帰り、家に居るという噂があり、御同心が召し捕りに向かつたところ、又もや逃亡した。「御藏方一件ニ拘り之者御吟味帳」にも「戸々船乗稼業御取上」になるところ、「權四郎取逃候」とある。權四郎妻は「委細可申上旨被申渡」、次のように申し述べている。

「最上大石田邊ニ知合之者御座候ニ付、借宅仕居、大石田船江被相雇、罷下候節ハ子共を案事候由ニ而、立寄候得共、逗留候事も無御座候」。逃亡後、大石田辺に知り合いの者がおり、借宅し、大石田船に雇われ、酒田に下つてくる時、子供達を心配して立ち寄ることはあつたが、泊まることはなかつた。

「然ル所、去冬中罷下候處、拙者並甘式之姉壱人、十三ニ相成候伴と三人罷在候ニ付、難波を見兼ぐ、逗留仕、折々商ニ鄉中ニ参申候、難波を凌罷在候處、組内より立帰居候趣、風聞有之」。ところが去年の冬、最上から下つてきたところ、拙者（妻）と二十二歳の長女、十三歳の伴が生活に難波しているので、それを見兼ね、逗留することにした。鄉中に参つて商いをし、難波の生活を凌いでいたが、これが組内の噂となつた。それで立ち寄らないよう度々断つてはいた。

しかし、「夫居不申候而ハ暮方ニこまり候故、無拠、隨分隣家江茂相知不申様隠置候得共、酒田逗留仕候事故、自然と風聞有之、昨夜御同心衆召捕ニ被向候」。夫が居なくては暮らしに困るので、やむを得ず隣家にも知られないよう隠していたが、酒田に逗留していることがあるので、自然と噂がたち、昨夜同心から逮捕された。

寛政八年（一七九六）、「先求院様式百回御忌御法事、為御追福相免し候 此段申達候 小関彦右衛門一件之節、御年

貢米舟乗差留候者とも 七拾七人 右之者共御年貢米船乗候儀、今度相免」（野附家文書『寛政八年御用控』）。御藏一件で船乗り家業御取上げ処分となつた七七人が、先求院（庄内酒井家初代忠次、慶長元年没）の二百回忌法要で御年貢米運送のための船乗り家業が許された。

なお赦免の前年の同七年、赦免のための準備作業がなされている。追放されていた取次者四名の内、上片町の九兵衛と長蔵の所在確認が行われ、さらに「今度被仰渡候御書付之内、九年以前未年、小関彦右衛門一件ニ付、船乗八拾人指米致、不届ニ付、船乗家業取上候所、同月末御町奉行登」と町奉行が鶴岡に行き、藩と打ち合わせをしている。先の長蔵についても「上片町長蔵と申者、右八拾人之内ニ御座候ニ付、右長蔵ニも御座候哉」としている（伊東家文書『御用日記』）。

御藏一件と直接関係はなさそうであるが、天明七年に追放になり、最上に住み、大石田船に雇われ、寛政三年に立帰り、召し捕られた山王堂町重三郎についてはこの論集八号に紹介しているが、権四郎・重三郎と同じく天明七年正月「風聞不宜」、御同心が召し捕りに向かつたところ出奔した「山王堂町与左衛門女房」夫立帰りの次の口上書が、前記二名と同じ寛政三年二月九日に出されている。これも御藏一件とは直接関係はなさそうであるが、内容は類似している。

出奔した与左衛門は「其後、立帰候段、被及御聞、昨夜被召捕」と、いつから立帰っているか聞かれ、「出奔仕候後一両年ハ参不申候得共、其後ハ困窮之上、子共大勢御座候ニ付案事候由ニ而、折々參、一二三日ツツ逗留仕罷在候儀も御座候」。ここには出奔後どこに隠れ住んでいたか記載はない。出奔後二年間ぐらいは来なかつたが、生活が苦しく子供が多いことから心配して、時々来ては二、三日逗留もした。

「然ル所、組内より為立寄申間敷旨、度々沙汰も有之候得共、二十三才ニ相成候伴壹人ニ而、幼少之子共三人、都合五人罷在候得ハ暮方無御座候ニ付、無拠隱置申候、然所、昨夜御同心中ニ被召捕申候、出奔後度々罷越候、尤伴与吉儀ハ正月廿八日より同町弥右衛門船ニ被相雇、御城米積最上江罷上申候、御注進をも不申上、留置」と。五人組からも立

寄らせないよう度々いわれていたが、二十三歳の伴をはじめとして、幼少の子供三人もいて暮らしていく方法もないの
で、仕方なく隠し置いたと申し述べている。

その後の権四郎等三名とその家族の処分についてはわからない。寛政六年、追放されていた中の口の善八を「立帰候
を母取計」で隠し置いた場合は、母と兄の善三郎は「戸メ」、親類と五人組は「慎」である（伊東家文書『寛政六年
御用控』）。

二、船中での盜難事件

小船運送ではいろいろな事故・事件が発生している。寛政三年七月二十二日、小船乗りが多く住む八軒町の傳助から
肝煎半兵衛に「乍恐以書付御注進申上候」が出された（野附家文書『寛政三年 御用控』）。

「当月朔日、鶴岡上着町松右衛門と申者より刀壹腰・脇指壹腰・書物弐冊、爰元渡辺隼人殿へ相届候由ニ而、積下候處、
船中ニ而、右之品紛失仕候付、少々手懸り御座候故、内々是迄相尋候處、獵師町源兵衛妻弟多助と申者盜取、上寺玉泉
坊を相頼、同所北之坊へ右品之内、刀脇差弐腰ニ而、金壹両弐歩借、質入ニ仕候よしニ付、則拙者罷越聞届、多助儀ハ
源兵衛へ預申候」と。

赤川の舟運に従事している船頭の傳助が鶴岡の松右衛門から酒田町組の大庄屋である渡辺隼人に届けるように頼まれ
た品物が船中で紛失、犯人の手掛かりがあつたことから、内々調べていたところ、獵師町（船場町一丁目・日吉町二丁
目）源兵衛の妻の弟・多助であつた。盗品の刀は質入れされていた。多助の身柄は源兵衛に預けているというものであ
る。同じ七月二十二日、傳助と肝煎半兵衛から米屋町組大庄屋野附・池田に次の「乍憚以口上書を申上候」が出された。

「、是迄日數相立候得共、早速御注進も不申上」と謝り、その理由は内々で調べていたとしている。その経過報告は「拙者儀、平常商物等積、鶴岡へ度々船往来」している。「当朔日、湯殿山へ参詣之旅人多乗合」していた。多助については「平常、鶴岡へ商ひニ參、覚居候者」である。船が船場町下に着船し、「多助ハ一番ニ陸へ上り」。その後、紛失がわかり、驚いて川の中なども詳細に調べたが、出てこなかつた。

そのため、「陰陽師を相頼、二七之祈祷」もした。「陰陽師申候ニハ年頃三十二三之もの仕業」。「多助事、年頃三十二三」。しかし「外之事とハ違ひ、重キ事故、申懸も不相成」。結局、内々に多助を呼び、陰陽師の助言もあり、「無隱可申、可申聞候、無左候ハハ、明日鉄火為取候事ニ至り」。白状を迫り、そうしなければ火で焼いた鉄をつかませるということであろうか。傳助は「内々致方も無之」と白状した。その結果は記録されていない。

四、下肥商人殺害事件と下肥問題

寛政八年（一七九六）、豊原多助等から酒田御町奉行・加藤勘作宛に「七月三日已上留を以、得御意候」が入った（野附家文書『寛政八年 御用控』）。

「櫛引通本郷組下名川村禪宗圓秀寺江、酒田町人右櫛引郷本郷組邊江、年々下肥仕入致置、右肥代為取集之、今度罷越、知合之者ニ茂御座候哉、圓秀寺江致止宿居候處、右酒田町人を致殺害、寺中江埋置、圓秀寺住僧先月廿一日致出奔候趣、風聞有之候ニ付、村所より私共役所迄注進申出候ニ付、早則御用番八郎右衛門殿江申上候處、埋置候死骸掘出シ、男女之次第見届候上、申上候様御差図ニ御座候間、其段大庄屋共申達候」。

酒田の川船が「肥船」と称されて、盛んに下肥を運んでいる。この論集七号でも、川南での下肥売買をめぐるトラブル

ルを紹介している。今回は酒田商人が下肥代を取金中、川南で殺害された事件である。殺害の噂があり、商人が宿泊していた寺の僧は出奔していることから、大庄屋に死骸を掘り出し、その確認を求め、見届け次第、御目附を派遣している。

続けて、「御町方肥為仕入之、櫛引郷本郷組江罷出居候者、心当たり茂有之候ハハ、其者之伴哉、親類共之内、明日明後日迄私共役所迄罷出、右郷中江罷出候もの名前申出候様、御指図被下度奉存候、時節柄之儀死骸取仕舞く」。郷中へ肥仕入れに行つた者に心当たりのある者の役所への出頭と、夏なので死骸を早く片付けたいとしている。酒田町奉行所は調査し、次のように答えた。

「右之趣被仰渡候ニ付、支配下相糺候所、荒瀬町作蔵、下名川江罷越居、久敷罷帰不申候ニ付、其段申上候処、作蔵親類共江町内きも入付添差出候様被仰付、早則申付差遣申候、死骸掘出見分致候處、作蔵ニ相違無御座候ニ付、御吟味相濟候上、證文差出、死骸被下置、葬罷帰候よし、御届申候」。酒田町奉行所の支配下を調べた結果、下名川に行つた商人は荒瀬町の久蔵で、親類と肝煎が現地に行き、死骸を見分したところ作蔵に間違いなく、作蔵を頂き、葬式をして帰つてきている。殺害した者については記録されていない。

下肥の売買については、豪商・白崎五右衛門が文化十一年（一八一四）に酒田町の下肥を一手に買い取り、郷中の農家に売り、その代金の一部を酒田の防火活動に使つたことはよく知られている。それが文政二年（一八一九）に「五右衛門同様郷方江賣遣候ものも有之」とし、いささかのもうけで売ることは今までの「趣向を破」、「心得違」ないようとに役所より年寄・大庄屋に通告している（『酒田市史史料篇一』）。

さらに下肥については天保十三年九月（一八四二）、酒田町三組の大庄屋達が連印で、川北の大庄屋である古川組佐藤八右衛門・漆曾根組岡本勘作・大町組尾形甲之助・新田目組堀善蔵に次のような「後證之事」（伊東家文書『御用控』）を出す問題となつた。

「酒田御町方便水之儀、郷方ニ而相対汲之儀、文化年中より白崎五右衛門仕法立致シ、其後一手ニ而汲取壳捌候所、今度同人汲取相止ニ付」。酒田町の下肥は町方と郷方との話し合いで汲み取りを行つてきたのが、文化年間、白崎五右衛門の立案で行うようになつた。ところが白崎がこれを中止した。天保の転封事件にからんで白崎が処分されたことによると思われる（「大庄屋文書から見た酒田の世相 四」）。

「惣御町中平等相対相成候得共、右御町方之内、仕法立被為汲溜相始候町も有之、追々町数相増候事ニ而ハ、無際限、郷方難渋いたし候ニ付、御町奉行所江御代官所御示談之上、當時汲溜町々、臺町・利右衛門小路・肴町・御宿小路・船場町・十王堂町・下内町・給人町・元米屋町・下内匠町・稻荷小路・上袋小路・下袋小路其儘差置、自然相止候分減切、此已後、決而相増不申事、御極被成下候上ハ、汲溜不致、町々郷方相対汲之儀、少も違乱無之筈、汲溜之分、熟段之上、郷方江壳渡候事、勿論之儀ニ付、相極候仕法之町々江差障之儀、有之間敷事」。

白崎の中止により、町方と郷方が汲み取り下肥の価格を相談して決めることがなつたが、町方のなかには自分達のきまりを作り、下肥を汲み、溜て置く町も出てき、これがだんだん町数も増えてくるようなので、郷方は難渋している。代官所より町奉行所に話しかけたように、汲み溜めている臺町等の町はそのままにしておいて、自然に止めるのを待ち、以後汲み溜めの町を増やさないようにする。汲み溜めしていない町は相対で値を決めることに違反しないだろうし、汲み溜めの町でも汲み溜め分は郷方に売り渡す事に差し障りはない。

「一、後年ニ至迄ニ、家数相増候共、是迄通、郷方ニ而、惣体便水汲取違乱無之候、右之通、後證為取替定書仍如件」。文化十一年の白崎による汲み取り請負に代り、以前のように町方と郷方の相対汲み取りに戻つた。

五、事件あれこれ

ア、享保十八年（一七三三）、「四月十四日 罷登候面々 上林七郎左衛門・渡部隼人・玉屋久右衛門・上林五郎左衛門・永田茂右衛門、右者役人問屋頭 加賀屋太郎右衛門・根上久兵衛・大北屋利右衛門・玉木手代安兵衛・筑前屋忠右衛門・松本作兵衛・高橋五兵衛・谷口九兵衛・池田藤九郎・池田藤七・金屋彦兵衛・越中屋甚助・西田又兵衛」、「四月十五日 於御会所、御詮議」「閉戸 玉木権兵衛 篠舎 加賀屋太郎右衛門（他三名略）」、「其外、年寄・大庄屋江御普請被仰渡」。

酒田町の多くの年寄・大庄屋・豪商が処分された。

「去年当年打続御町方質札金差引相滯」、「差引不仕候ハハ、問屋定書之通、家業家屋敷相渡候様、被仰渡」（伊東家文書『御用帳』）とある。差引が解決しなければ家業・家屋敷を取り上げるとされた質札金差引が滯るという意味が不明、商売上のことと思われるが、今後の課題としたい。

イ、明和八年（一七七一）、「酒田本間正五郎・本間幸三郎出入、正月二十九日本間正五郎閉戸被仰付候由、沙汰いたし候、二月九日閉戸御免被仰付候」（伊東家文書『御用帳』）。正五郎と幸三郎との争いによる正五郎の閉戸事件である。

ウ、天明八年（一七八八）三月、筑後町治郎兵衛ときも入長吉より大庄屋の野附・池田に盜難届が出された（野附家文書『天明八年 諸御用控帳』）。

「レ メ拾七品 右ハ当十一日夜、拙者家江盜賊入、見世之売物取合百六拾武品被盜取候間、内々ニ而所々相尋申候所、平田郷遠道組小（二字虫食い）と申所ニ而、怪敷荷物六人連ニ而、持行候を見掛候故、様々掛合候所ヘ」。盜賊が店から百六十二品を盗み、内々探していたところ、平田郷で怪しい荷物を運ぶ六人組に会つた。

いろいろ聞いていたところ、治郎兵衛の親類と思われるが「飛鳥村親類共大勢馳参り候を見受候而、右之荷物捨、六

人之者共、山越ニ諸方へ逃去申候、何卒壱人も捕メ度、追掛候得共、山中之事故、行方相知不申候ニ付、右場所へ立帰り、

改候所、右百六拾武品内、百四拾五品出申候、残拾七品相見ヘ不申候、早速御届可申上候所、所々相尋ニ付、御注進延引ニ罷成申候已上」。飛鳥村の親類共が大勢かけつけて来たことで、盜賊は山中に逃げ込み、一人も捕まえられなかつた。

大庄屋に注進出来なかつたのは、所々犯人を探していただからである。盜品の内、百四十五品は残されていたので、盜品は「絹嶋女帶壹筋」「木綿縞壹反」など十七品である。

これは伊東家文書『御用帳』にも記録されている。内容は前記とほぼ同じであるが、飛鳥村の親類・嘉助に「心附尋異候様相頼」んでいたところ、十四日に同村重助から怪しい六人連れを見かけたという知らせが入つた。「嘉助親類共申合」て遠道組小平村付近で六人に追いついた。「紋付之風呂敷等背負候者も有之」であつたが、結局、山越えで逃げられた。

工、事件ではないが、困窮者救助についてである。安永二年（一七七三）、「困窮もの江御手擬之儀、是迄御米壱人江武合ツツ被下候得共、御手擬被下候事ニ而、困窮者共年々貰候ものと心得居候事ニ而ハ不宜候、依而明年より御手擬為取上申候」。困窮者一人につき米二合ずつ支給していたが、困窮者はこれが当たり前と考えている。これは良くないことなので明年から止める。

次いで、「質屋共より古手為指出」、質屋提供の古着を困窮者に支給していたが、「質屋共、可致迷惑」と申し出た。それで「古手取立候儀相止、鶴岡質屋之通、役錢ニいたし、右役錢ニ而、古手買上、困窮者へ為取候方可然候」（野附家文書『諸御用控』）。質屋の古着提供を止め、鶴岡の質屋同様、役錢を課して、それで古着を買い、困窮者に支給するというものである。

オ、事件ではないが天保十四年（一八四三）、「遊女町傾城町等より願出候遊女揚代金滯之儀、向後相対ニ可済ハ、格別奉行所ニ而ハ取上申間敷候事」（伊東家文書『御觸帳』）。遊女代金不払い問題には、奉行所は原則的に介入しな

いと
い
う
も
の。